



大津市報道資料
市政記者各位

お問い合わせ先

担当者	公園緑地課 スポーツ課			担当：	古山 村田
連絡先	077-528-2784 077-528-2637			内線	4040 16-0-101#
総合計画 位置付け	基本方針	基本政策	施策	取組の 方向性	

令和8年7月23日

熱中症予防に関する屋外プールの運用変更について

近年の気候状況から屋外プール施設における熱中症リスクが高まっていることを鑑み、市営屋外プールの運用方法を下記のとおり変更しますのでお知らせします。

記

【対象プール】

皇子が丘公園プール（50m プール、幼児プール）、雄琴臨水公園プール、大津湖岸なぎさ公園プール、唐橋公園プール、南郷公園プール、田上公園プール、伊香立市民プール、坂本市民プール、晴嵐市民プール、曾束市民プール

【変更内容】

- ① 前日に環境省熱中症予防情報サイトにおいて熱中症特別警戒アラートが発表された場合、午前及び午後のプール利用は中止します。
- ② 当日の7時（7時30分発表）に同サイトの大津市暑さ指数が31度以上で午前（9時～12時）利用は中止します。
- ③ 当日の11時（11時30分発表）に同サイトの大津市暑さ指数が31度以上で午後（13時～16時）利用は中止します。
- ④ 制限の対象者は利用される全ての方になります。
- ⑤ 周知については8時、12時頃を目途に指定管理者のHPに掲載するほか、各プールに中止する旨を掲示します。
- ⑥ プール開場時間中に暑さ指数が31度以上となった場合でも、中止いたしません。
- ⑦ 1時間毎に5分間の休憩と飲水を取るよう場内アナウンスを行います。

【開始日】

令和8年8月1日（土）